

宮崎の福祉の仕事紹介冊子作成業務企画提案競技実施要領

1 業務の目的

移住・U I J ターン希望者に対する福祉分野の就業支援として、県主催の移住相談会への参加、ふるさと人材バンク等での就職支援が行われている。宮崎県内の福祉の仕事の概要や魅力等を発信するための冊子を作成し、就業支援の場で配布・活用することで県内の福祉現場への就業促進を図る。

2 業務の概要

- (1) 業務名 宮崎の福祉の仕事紹介冊子作成業務
- (2) 契約期間 契約の日から令和6年3月29日まで
- (3) 業務内容 宮崎の福祉の仕事紹介冊子作成業務仕様書のとおり
- (4) 委託金額 2,200,000円（消費税及び地方消費税額200,000円を含む）を上限とする。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものであり、業務委託予定者の決定後、提案内容に基づいて改めて仕様を定め、見積書の再提出を求める。

3 実施方法

企画提案競技は、参加者が提出した企画提案書等を審査し、その評価が最も高い者を業務委託予定者とする。

4 参加資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 宮崎県に本店又は営業所を置く者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (5) 県税に未納がない者
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者

(7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

5 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

6 スケジュール（予定）

- (1) 実施公告・・・・・・・・・・令和5年8月24日（木）
- (2) 質問締切・・・・・・・・・・令和5年8月31日（木）午後5時
- (3) 企画提案競技申込締切・令和5年9月 7日（木）午後5時
- (4) 企画書等提出期限・・・・・・・・令和5年9月21日（木）午後5時
- (5) 審査結果通知・・・・・・・・・・令和5年9月下旬

7 企画提案競技

- (1) 企画提案競技に参加する者は、令和5年9月7日（木）午後5時までに参加申込書（別紙様式1）を下記16「問合せ先」宛に電子メールで提出すること。
- (2) 企画提案競技について質問がある場合は、令和5年8月31日（木）午後5時までに質問票（別紙様式2）を下記16「問合せ先」宛に電子メールで提出すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の書類を5部（正本1部、写し4部）提出すること。

※写し4部については、企業名等、提案者が識別できる表記を掲載しないこと

① 企画提案書（A4判）

下記項目について企画案を提案すること。A4判の大ききで作成し、20ページを超えない程度にまとめること。必要であれば、A3判を折りたたんで使用しても良い。

- 装丁について提案すること。
- 表紙のデザインについて提案すること。
- 紹介のページの掲載内容について提案すること。
- インターネット等を活用した本冊子（データを含む）にリーチする閲覧者の拡大策について提案すること。

② 見積書（積算内訳記入）

仕様書に定める各項目について積算を行い、見積書を提出すること。
宛名は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とし、様式は任意とする。

③ 誓約書（別紙様式3）

④ 会社概要に関する資料（既存のパンフレット等で可）

⑤ 業務実施体制（職員配置等）及び業務実施スケジュールに関する資料

※提案した内容の実施体制や実施時期、準備期間等が分かる資料を添付すること。

⑥ 過去の類似業務実績に関する資料

※特に本事業と関連を有する特徴的・効果的な事業委託実績について、その概要
が分かる資料があれば、添付すること（2例）

(2) 提出先 下記16「問合せ先」宛

(3) 提出期限 令和5年9月21日（木）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送

9 審査項目等

審査項目及び審査内容、配点等については別表のとおり。

10 決定方法

提出された企画提案書等について総合的に審査の上、決定する。

企画提案書の提出状況等を踏まえ、必要に応じて、電話等でのヒアリングもしくは、
プレゼンテーションを実施する場合がある。（日程等は別途通知する。）

11 決定通知

令和5年9月下旬までに決定し、文書で通知する。

12 契約について

(1) 最優秀提案を行った者（以下、「最優秀提案者」という。）と業務委託に関する詳細について協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。

(2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

(3) 委託料は精算払いとする。

13 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

14 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき
- (3) 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- (4) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- (5) 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- (6) (1) から (5) に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

15 その他

(1) 著作権について

業務委託に係る成果品等の検査合格後、成果品に用いられた画像等の一切は宮崎県に帰属することとし、受託事業者等においては、著作者人格権を主張あるいは行使しないこと。

このことは、受託事業者において、あらかじめ制作会社及び出演者等に了解を得るものとするが、困難な場合には事前に県と協議するものとする。

- (2) 本委託業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者から提出された書類は返却しない。なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (4) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) 本委託業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (6) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (7) 業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡を行い、その指示及び監督を受けなければならない。
- (8) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）による。

16 問合せ先

宮崎県福祉保健課 地域福祉保健・自殺対策担当 金丸、野口

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-44-2660 FAX：0985-26-7326

E-mail：kanemaru-yuichi1@pref.miyazaki.lg.jp

(CC 用)：fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp

(別表)

審査項目		審査内容	配点	
1	運営体制等	①効果的なスケジュールとなっているか。	20	10
		②業務実施可能な十分な人員と体制が確保できているか。		10
2	企画内容	③装丁について提案されており、求職者が手に取りやすい等の工夫が十分されているか。	60	10
		④表紙について提案されており、福祉の仕事がイメージでき、求職者の目を引くデザインとなっているか。		15
		⑤紹介ページについて提案されており、求職者にわかりやすい内容となっているか。		20
		⑥冊子の認知拡大策について提案されており、拡大に繋がる内容となっているか。		15
3	経済性・実績	⑦提案内容に対し経費の積算は妥当か。	20	10
		⑧本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。		10
合 計			100	100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である 240 点（満点 400 点×6 割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が 1 者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である 240 点以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。
- (6) 評価点を 3 点未満とした項目については、その理由を記載すること。

【評価基準】

5	4	3	2	1	0
標準より非常に優れた提案	標準より優れた提案	標準的な提案	標準よりもやや劣る提案	標準より劣る提案	評価不能

(別紙様式1)

宮崎県福祉保健課 金丸・野口 行
(FAX: 0985-26-7326)

令和5年 月 日

宮崎の福祉の仕事紹介冊子作成業務

企画提案競技 参加申込書

会社名	
代表者名	
担当者名	(部署名) (役職名) (氏名)
連絡先 (担当者)	(電話) (FAX) (メール)

- ・ 提出期限は、9月7日(木)午後5時までです。
- ・ メール送信後は、確認のため、必ず福祉保健課までお電話ください。
電話: 0985-44-2660

企画提案競技に関する質問票
(宮崎の福祉の仕事紹介冊子作成業務)

宮崎県福祉保健課 金丸・野口 行

F A X : 0 9 8 5 - 2 6 - 7 3 2 6

E-mail : kanemaru-yuichi1@pref.miyazaki.lg.jp

(CC用) : fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp

令和5年 月 日

質問票は、8月31日(木)午後5時までに提出してください。

団体の名称	(フリガナ) _____
(質問内容)	
担当者氏名 及び連絡先	部 署 名 : 担 当 者 : 電 話 : F A X : E - m a i l :

- 注) ・ 質問内容は、要点を簡潔に記載すること。
また、実施要領などの資料名(ページ)などを掲げ、質問内容を明確にすること。
・ この質問票は、メールで送付すること。

令和5年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

フリガナ

氏名

印

(法人にあつては名称及びその代表者職氏名)

誓約書

私は、「宮崎の福祉の仕事紹介冊子作成業務委託」の企画提案競技の参加に当たり、下記の参加資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

- 宮崎県に本店又は営業所を置く者
- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- 県税に未納がない者
- 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者